




# 国債

## 【国債とは】

国債は、公共事業の資金調達などを目的として、国が発行し、元本や利子の支払いを行う債券です。個人向け国債および利付国債の利子は半年ごとに支払われ、元本は満期時に償還されます。

また、券面（本券）が発行されないペーパーレス方式であるため、偽造・盗難・紛失の心配がなく、非常に安全性が高い金融商品です。

## 【個人向け国債の概要】

商品名	金利タイプ	金利水準	利払	購入単位	募集月	中途換金
	変動金利 (半年毎)	基準金利(*1) × 0.66	半年毎に年2回	最低1万円から1万円単位(上限なし)	原則毎月	発行価格(100円)で、中途換金が可能です。 なお、中途換金調整額が別途差し引かれます。
	固定金利	基準金利(*2) - 0.05%				
	固定金利	基準金利(*3) - 0.03%				




(平成30年12月1日現在)

(\*1) 基準金利は、利子計算期間開始日の前月までの最後に行われた10年固定利付国債の入札(初回利子については募集期間開始日までの最後に行われた入札)における平均落札利回り。

(\*2) 基準金利は、募集期間開始日の2営業日前において、市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回り。

(\*3) 基準金利は、募集期間開始日の2営業日前において、市場実勢利回りを基に計算した期間3年の固定利付国債の想定利回り。

## 【利付国債(新型窓口販売方式の国債)の概要】

商品名	金利タイプ	金利水準	利払	購入単位	募集月	中途換金
	固定金利	発行ごとに市場実勢に基づき財務省で決定	半年毎に年2回	最低5万円から5万円単位(1申込あたり3億円が上限)	原則毎月	市場価格を基準とした価格で、当行で中途換金が可能です。ただし、償還前に中途換金される場合、投資元本を下回ることもあります。
	固定金利					
	固定金利					

(平成30年12月1日現在)

## 【関連情報】

次のボタンをクリックしてください。財務省ホームページにリンクしています。

個人向け国債

利付国債  
(新型窓口販売方式の国債)

## 【留意事項】

個人向け国債および利付国債のご購入にあたっては、次の点にご注意ください

- ・国債は預金ではありません。また、預金保険制度の保護の対象ではありません。
- ・個人向け国債および利付国債のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ・個人向け国債および利付国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。
- ・国債は、法令に基づき、券面（本券）は発行されず、ペーパーレス発行です。
- ・ご購入いただいた国債は、当行の固有財産と分別して保管いたします。
- ・個人向け国債は、個人のお客さまのみご購入いただけます。
- ・償還日又は利子支払日の7営業日前から前営業日までの期間のお取引はできません。
- ・償還期限前に中途換金を希望された場合の資金受渡日は、買取約定日を含めて4営業日後となります。
- ・ご購入に際しては、必ず契約締結前交付書面により内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

## ● 手数料など諸費用について

- ・保護預り（口座管理）手数料はかかりません。
- ・国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。
  - 変動10年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
  - 固定5年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
  - 固定3年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

## ● 個人向け国債の中途換金について

個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金できません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。

## ● 利付国債（個人向け国債を除く）の主なリスク等について

国債の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。一般的に金利が上昇する過程では国債の市場価格は下落し、逆に金利が低下する過程では国債の市場価格は上昇することになります。

したがって、利付国債を償還日より前に換金する場合には、市場価格を基準とした価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

## ● 税金について

### ○個人のお客さま

利子については、利子所得として課税され、一律20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%と地方税5%）の申告分離課税となります。なお、障害者などの非課税貯蓄制度（いわゆるマル優、特別マル優）が適用となる方は、合計額面700万円まで非課税とすることができます。

売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。

償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。

### ○法人のお客さま

利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税金の詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 【当行の概要】

商号等／株式会社 東和銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第60号  
加入協会／日本証券業協会

## 【注意事項】

本ページは販売資料ではなく、また金融商品取引法に基づく開示書類でもありません。

本ページは、東和銀行が作成したものです。

国債をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面により、必ず商品内容等をご確認のうえ、ご自身でご判断してください。契約締結前交付書面は東和銀行の本支店に用意してございます。

詳しくは、お気軽に本支店窓口にお問い合わせください。